

## 平成30年7月豪雨災害の現状について (第25報)

### 1 人的・物的被害の状況 (3/18 10:00現在)

#### (1) 人的被害

区分	人数	備考	
死亡	27名	直接死	25名 天応12名, 吉浦3名, 安浦4名, 中央2名, 阿賀1名, 音戸2名, 蒲刈1名
		関連死	2名
負傷	22名	重傷5名, 軽傷17名	

※ 負傷者数は、豪雨災害の直接起因による人数 (7/6~8)

#### (2) 家屋の被害状況 (3/17 18:00現在)

全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	床下浸水	計
318	133	757	1,241	738	3,187

※ り災証明に係る現地調査完了件数による。

#### (3) 公共施設等の被害状況 (H30.12.28現在)

区分	被害施設数・箇所数等	主な被害施設等
① 公共施設 (学校, 福祉, 環境衛生, 産業振興施設等)	72施設	天応市民センター, 天応中学校, 安浦中央保育所, 呉市斎場, グリーンピアせとうち
② インフラ	941箇所	
公園	12箇所	二級峡公園, 串山公園
土木施設 (道路・河川等)	342箇所	市道内海市原線, 真光寺橋
農林施設 (農道・林道等)	251箇所	農道豊浜大橋線, 林道郷原野呂山線
港湾・漁港施設	24箇所	川原石第1物揚場, 仁方川尻新開護岸
上下水道施設	312箇所	二級水源地, 柳迫第一ポンプ所
③ 普通財産	21施設	山林 (苗代町, 豊浜町, 川尻町)

### 2 避難勧告等の発令基準の特例運用

地区・町名		土砂災害	洪水災害
安浦	安浦町大字中畑	○	○
	安浦町中央北1丁目, 安浦町中央1~5丁目, 安浦町内海北1~4丁目, 安浦町内海南1丁目	—	○

### 3 仮設住宅等の状況 (3/18 10:00現在)

住宅の種類	入居世帯数	備考
公営住宅等	36世帯	市営26, 県営9, 民間社宅 (中国電力) 1
応急仮設住宅	借上げ型	136世帯 民間借上住宅
	建設型	60世帯 天応40, 安浦20
合計	232世帯	

※ 応急仮設住宅等における提供期限が近づいている方については、個々の事情に応じ、提供期間の更新、公営住宅の優先入居などの対応を行っています。提供期限を超えた方については、関係機関と連携し、本人の意向を踏まえて対応しています。

#### 4 交通機関及び道路の状況

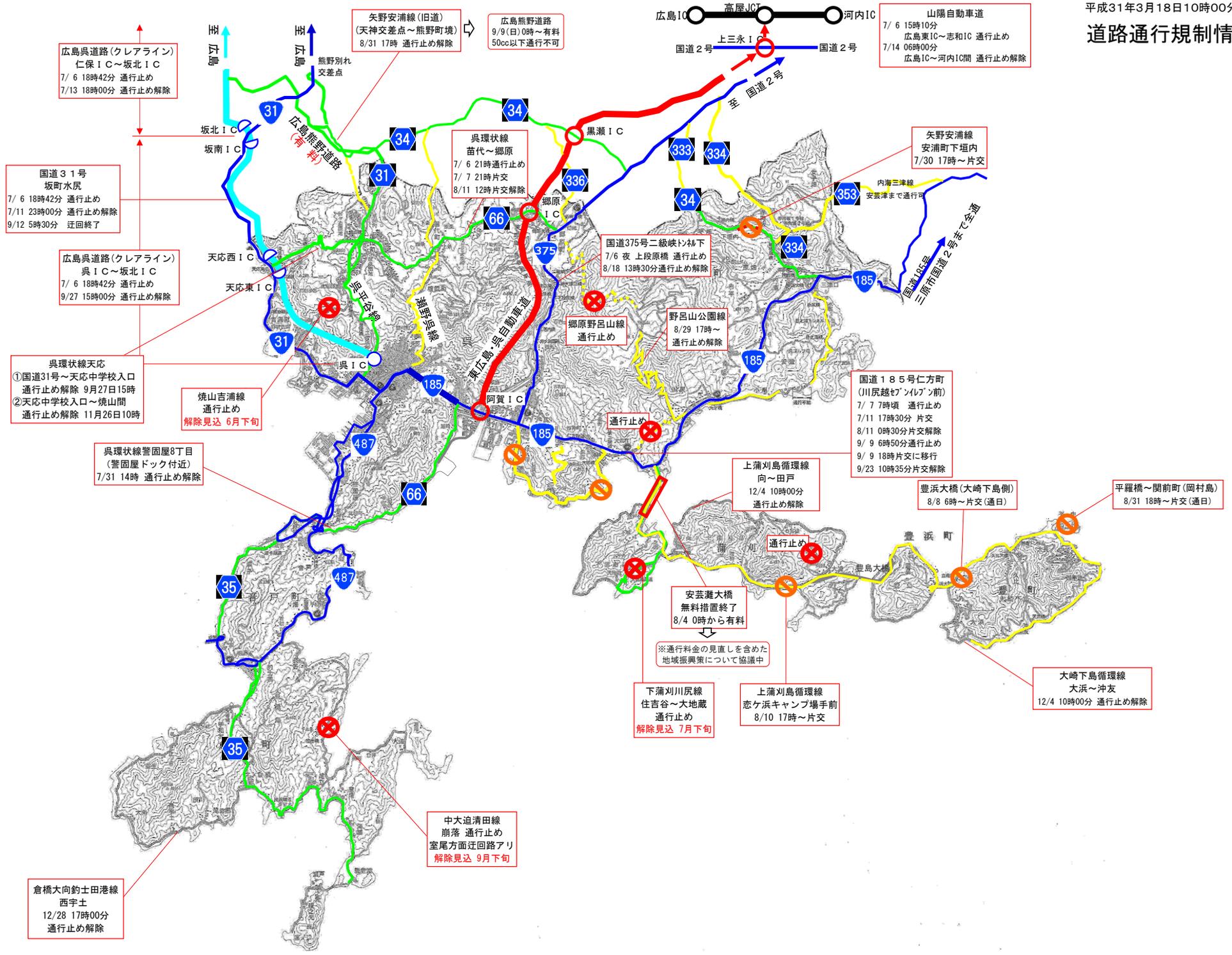
##### (1) 規制中の交通機関 (3/18 10:00現在)

種別	路線名	区間	状況	復旧
鉄路	J R 呉線	かるが浜～天応 小屋浦～水尻	徐行運転	<u>3月15日をもって終了</u>

##### (2) 規制中の道路 (3/18 10:00現在) 【別紙参照】

※ 3月11日10時時点からの状況の変化なし

# 道路通行規制情報



平成31年3月19日

教育部 学校安全課  
(子ども支援プロジェクト)

スクールカウンセラーの派遣による児童生徒の心のケア及び  
教職員を対象とした「児童生徒の心のケア」に関する研修

1 スクールカウンセラーの派遣・研修（2月28日現在）

(1) 派遣した学校・避難所

小学校	中学校	避難所
9校	8校	3カ所

(2) 派遣日数・カウンセリング人数（のべ）

日数	カウンセリング人数		
	小学生	中学生	保護者
319日	296人	169人	91人

※ 緊急な状態の（急いで病院につなぐような）児童生徒はいない。

(3) 職員研修（のべ）

80回 【研修内容例】 全体研修・個別の子どもに関わるケース会議

2 2月28日以降の派遣について

(1) 継続支援が必要な児童生徒及び学校数

小学校	中学校	合計
9人	2人	11人
2校	1校	3校

(2) 派遣のペース及び学校数

年度末まで月に1回程度で派遣	1校
年度末まで月に2回程度で派遣	2校

※ ただし、緊急な場合は別に派遣

- スクールカウンセラーとは、臨床心理についての専門的な知識・経験を有する専門家であり、学校で児童生徒及び保護者からの相談を受けるとともに教育相談に係る教職員に対する助言・援助などを行っている。

## 被災建築物等の撤去の進捗状況について

半壊以上の被害を受けた被災建築物の公費による撤去の進捗状況は、次のとおりです。

### 1 解体状況

区分	市による撤去			償還払		解体家屋数	
	申込 ①	着手済	完了 ②	申込 ③	支払済	申込 (①+③)	解体済 (②+③)
3月12日 現在	263	86	72	84	76	347	156
3月31日 見込	280	132	89	100	78	380	189

※参考

平成30年11月1日現在申込件数 市による撤去162件、償還払26件、計188件

### 2 今後の予定

- (1) 効率的かつ短期間に解体を完了させるために日程調整を行い、特に問題のない案件については出水期前までの解体完了を目指す。
- (2) 解体に先立ち、崩落防止等建築物周辺の工事等が必要な案件については、出水期までに二次被害防止のための応急対策を行い、できるだけ早期の解体完了に努める。
- (3) 所有者が解体時期を指定している案件（転居後の解体を希望している場合など）については、所有者と連絡を密にし、解体時期が到来次第、速やかに解体を行う。
- (4) 全ての解体工事は、10月末までの完了を目指す。